

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業 補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、「寛永行幸四百年祭」への機運を高めるとともに、寛永文化の認知度向上を図ることを目的として、関係するスポットを巡るツアーを企画し、販売する事業者を支援する「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業における補助金の交付に関し、京都市補助金等の交付等に関する条例（以下「条例」という。）及び京都市補助金等の交付等に関する条例施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助金の対象となる者は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第3条に基づく旅行業（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業のいずれか）の登録を受けており、かつ次の各号に掲げる全ての要件を満たす事業者とする。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦・支持し、又は反対する目的の団体でないこと。その他、法令又は公序良俗に反する活動をしていないこと。
- (2) 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損なうおそれがないこと。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれかの類型に該当する事業とする。ただし、当該事業について、本市又は他の行政機関から補助金等の交付を受け、又は受けようとする場合については、補助対象外とする。

- (1) バスツアー

貸切バス等の交通手段をあらかじめ手配し、特定の目的地や観光ルートを周遊するもの。

- (2) まちあるきツアー

徒歩や公共交通機関等での移動での散策・見学・体験等を主目的とし、ガイド等のサービスを組み合わせる現地集合・現地解散型のもの。

- (3) フリープラン

往復の交通機関（航空機、鉄道、バス等）と宿泊施設、又は観光施設等の利用をあらかじめ組み合わせて提供する添乗員が同行しないもの。

(補助金の額等)

第4条 補助金の額は、以下のとおりとし、消費税及び地方消費税は対象外とする。

- (1) プロモーションに対する支援：1 ツアーにつき上限100,000円

(交付の申請)

第5条 条例第9条の規定により、補助金の申請は、別に定める期日以内に、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金事業計画書（第2号様式）
- (2) 暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式）

- 2 前項の規定による申請を行う者が、補助金の交付の決定前に事業に着手しようとするときは、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）においてその旨を申し出なければならない。この場合において、補助金を交付しない旨の決定がなされたとき、又は補助金の交付決定額が申請額を下回ったときは、これに伴い発生した経費について自ら負担しなければならない。

(標準処理期間)

第6条 市長は、条例第9条の規定による申請が到達してから60日以内に条例第10条各項の決定をするものとする。ただし、申請多数により条例第10条各項の決定に支障をきたすと判断される場合はこの限りでない。

(交付の決定)

第7条 条例第10条の規定により交付又は不交付の決定をしたときは、条例第12条に基づき、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付決定通知書（第4号様式の1）又は「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金不交付決定通知書（第4号様式の2）により通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により申請者に補助金の交付の決定を通知する場合において、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

(変更・中止の申請)

第8条 条例第11条の規定により、補助事業の内容若しくは経費の配分の変更、又は中止若しくは廃止に係る市長の承認の申請は、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金変更等申請書（第5号様式の1）によって行うものとする。

- 2 条例第11条の規定する軽微な変更は、次の各号に掲げる変更以外の変更とする。

- (1) 補助金額が変更となるもの

(2) 補助目的が変更となるもの

(3) 補助金額に変更がない場合でも、交付決定した補助対象経費の内訳の変更が5割以上となるもの

3 市長は、前項の規定により補助事業等の変更等の申請を承認したときは、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金変更等承認通知書（第5号様式の2）により申請者に通知するものとする。なお、必要があると認めたときは、条件を付するものとする。

（実績報告）

第9条 条例第18条第1項の規定による実績報告は、事業終了後速やかに、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業実績報告書（第6号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出することにより行わなければならない。

(1) 補助対象期間における全ての実績が記載された「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業実施報告内訳書（第7号様式）

(2) その他市長が別に定める書類

（交付額の確定）

第10条 条例第19条の規定による補助金の交付額の確定は、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付額確定通知書（第8号様式）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第11条 前条の規定による補助金の交付額の確定通知を受けた者は、本市所定の請求書を市長に提出しなければならない。

（その他）

第12条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は所轄局長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年8月6日から施行する。

京都市長様

所在地：

事業者名（法人名）：

代表者役職・氏名：

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金 交付申請書

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり、関係書類を添えて、補助金の交付を申請します。

記

1 今回申請するツアーの種類☐ バスツアー ☐ まちあるきツアー ☐ フリープラン**2 補助金交付申請額**

_____円

(内訳)

ツアー1件目（事業名）：_____円

ツアー2件目（事業名）：_____円

ツアー3件目（事業名）：_____円

※ ツアー1件につき上限100,000円、申請は3ツアーを上限とする。

3 添付書類

- ・「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金事業計画書（第2号様式）
- ・暴力団排除条例に基づく誓約書（第3号様式）

4 交付決定前着手の申出

☐ 交付決定前に事業に着手（経費の支出等）することを希望し、不交付となったときや交付決定額が減額となったときは、それに伴い発生した経費を全額自己負担することに同意します。 ※事前着手を希望する場合のみチェックを入れてください。

5 事業者情報

旅行業登録種別・番号	☐ 第1種旅行業 ☐ 第2種旅行業 ☐ 第3種旅行業 ☐ 地域限定旅行業 第_____号	
担当者情報	ふりがな：	TEL：
	氏 名：	E-mail：
事業者 HP(URL)	※事業者 HP がない場合は、事業者概要が分かる書類(パンフレット等)を添付してください。	
事業者区分の選択	☐ 課税事業者 ☐ 簡易課税事業者である補助事業者 ☐ 免税事業者である補助事業者	

事業者PR	※ 「寛永行幸四百年祭」との関係や、ツアー企画の造成実績など、自由に記載してください。
-------	---

6 誓約

申請者は、以下のとおり誓約します。

(該当する部分に☑してください。全ての項目に☑がある方のみが申請可能です。)

- ☐ 申請者は、旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）第3条に基づく旅行業（第1種旅行業、第2種旅行業、第3種旅行業又は地域限定旅行業のいずれか）の登録を受けています。
- ☐ 申請者は、宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、特定の候補者や政党などを推薦・支持し、又は反対する目的の団体ではありません。その他、法令又は公序良俗に反する活動をしていません。
- ☐ 申請者は、京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者ではありません。
- ☐ 申請者は、本市が補助金を交付するに当たり、社会的な信頼性及び公平性を損ないません。
- ☐ 申請者は、国税及び地方税を滞納していません。
- ☐ 申請者は、京都市補助金等の交付等に関する条例及び同条例施行規則並びに「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付要綱に定める事項に違反しません。違反したことが判明した場合、又は京都市が補助金請求に不正があったと判断した場合は、補助金の一部又は全額を返還します。

◎【●件目】事業名（予定商品名）：

1. 事業計画書は、事業（ツアー）ごとに作成すること。1事業者当たりの申請は3ツアーを上限とする。
2. 採択後に商品化するに当たり、本計画書の「行程詳細」の細部を変更することは差し支えない。

第3号様式（第5条関連）

暴力団排除条例に基づく誓約書

(宛先)	年 月 日
誓約者の住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地）	誓約者の氏名（法人にあっては、名称及び代表者名） 電話 ー

暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びに京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人並びに同号ウに規定する使用人が、同条第5号に規定する暴力団密接関係者に該当しないことを誓約します。				
誓約者並びにその役員及び使用人の名簿				
役職名又は呼称	氏 名	フリガナ	生年月日	性別

注 誓約者並びにその役員及び使用人の名簿の欄は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる者について記入してください。

- (1) 誓約者が法人である場合 京都市暴力団排除条例第2条第4号イに規定する役員及び使用人（市長等又は指定管理者が全ての使用人について記入することが困難であると認めるときは、市長等又は指定管理者が指定する使用人に限る。次号において同じ。）
- (2) 誓約者が個人である場合 誓約者及び京都市暴力団排除条例第2条第4号ウに規定する使用人

**「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金
交付決定通知書**

令和8年 月 日

＜申請者＞ 様

京都市長 松井 孝治

令和8年 月 日付けで申請のあった「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金につきましては、下記のとおり交付することに決定しましたので通知します。

記

交付決定（予定）額	_____円 （ツアー数 件分）
補助対象事業名	
備 考	

（補助の条件）

1. 本補助金は、本事業以外の目的で支出してはいけません。
2. 実施に当たっては、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付要綱」の定めを遵守してください。同要綱に違反した場合、又は本市が補助金申請に不正があったと判断した場合は、補助金を減額し、又は交付を取り消すことがあります。
3. 補助対象事業の内容を変更又は中止（廃止）しようとする場合は、あらかじめ相談のうえ、（第5号様式の1）「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金変更等申請書を提出し、承認を受けてください（軽微な変更等を除く）。

第4号様式の2（第7条関連）

**「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金
不交付決定通知書**

令和8年 月 日

＜申請者＞ 様

京都市長 松井 孝治

令和8年 月 日付けで申請のありました「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金につきましては、下記のとおり不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

事業名	
不交付理由	

第5号様式の1（第8条関連）

**「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金
変更等申請書**

令和 年 月 日

京都市長 様

所在地：

事業者名（法人名）：

代表者役職・氏名：

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金に係る補助対象事業を、
下記のとおり変更（中止）したいので、申請します。

記

変更する 補助対象事業名	
申請の区分	☐ 補助対象事業のプロモーション内容の変更（中止）の申請 ☐ ツアー内容等変更の申請 ⇒ 変更後の「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）と「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金事業計画書（第2号様式）を提出すること
変更（中止）の内容	
変更（中止）の理由	

第5号様式の2（第8条関連）

**「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金
変更等承認通知書**

令和 年 月 日

＜申請者＞様

京都市長 松井 孝治

令和8年 月 日付け申請のあった「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金に係る補助対象事業の変更（中止）については、下記のとおり承認しましたので通知します。

記

変更する 補助対象事業名	
承認した変更 （中止）の区分	☐ 補助対象事業のプロモーション内容の変更（中止） ☐ ツアー内容変更
備考	

令和 年 月 日

京都市長 様

所在地：

事業者名（法人名）：

代表者役職・氏名：

**「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金
実績報告書**

「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付要綱の規定により、補助対象事業が完了したため、下記のとおりその実績を報告します。

記

1 事業実績

(1) プロモーション実績（対象ツアー数： 件分）

(2) 経費及び精算額

① 補助金交付決定額： _____ 円

② 補助対象経費の実績額（税抜）： _____ 円

③ 今回の補助金請求（精算）額： _____ 円

※ ③は、①と②を比較して「低い方の額」を記載してください。

2 添付書類

☐ 【添付資料①】「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金実施報告内訳書（第7号様式）

☐ 【添付資料②】旅行商品の詳細（価格、設定テーマ等）が分かるPR媒体
（掲載中のWEBページのURLとキャプチャ画像、チラシや新聞広告のデータ など）

☐ 【添付資料③】旅行商品の行程表

☐ 【添付資料④】プロモーション費用の内訳と、それらの経費を支出したことが分かるもの
（明細が記載された請求書や領収証 など）

※ 原則として交付決定日以降の日付であること。ただし、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付申請書（第1号様式）において交付決定前着手欄にチェックした場合は、令和8年8月6日（木）から交付決定日までの日付についても特例として認める。

（※該当する場合は以下にもチェックを入れてください）

☐ 事前着手の特例適用あり（第1号様式で交付決定前着手の申出を行っており、令和8年8月6日から交付決定日までの間の領収証等が含まれている。）

第7号様式(第9条関連)
「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業実施報告内訳書

報告項目	NO.1	NO.2	NO.3	備考
事業名（ツアー名）				事業名を記載してください。
ツアーの種類				該当するものに☑を入れてください。
催行結果	目標人数：人 催行人数：人	目標人数：人 催行人数：人	目標人数：人 催行人数：人	
プロモーション実施状況と経費	【実施内容】（例：○月○日 WEB広告出稿など）	【実施内容】（例：○月○日 WEB広告出稿など）	【実施内容】（例：○月○日 WEB広告出稿など）	
	【支出済経費】 円（税抜）	【支出済経費】 円（税抜）	【支出済経費】 円（税抜）	
添付書類の有無	☐ PR媒体（チラシ等）	☐ PR媒体（チラシ等）	☐ PR媒体（チラシ等）	該当するものに☑を入れてください。
	☐ ツアー行程表	☐ ツアー行程表	☐ ツアー行程表	
	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	☐ その他（ ）	
備考				

第 8 号様式（第 1 0 条関連）

**「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金
交付額確定通知書**

令和 8 年 月 日

＜申請者＞様

京都市長 松井 孝治

令和 8 年 月 日付けで交付の決定をした「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金について、下記のとおり交付額を確定しましたので通知します。

記

交付額	_____ 円（ツアー数 件分）
補助対象事業名	
備 考	補助金交付後、「寛永文化」をテーマにした周遊観光ツアー企画・運営支援事業補助金交付要綱に違反したことが判明した場合、又は本市が補助金請求に不正があったと判断した場合は、補助金の一部又は全額の返還請求を行う場合があります。

請 求 書

請求書番号

税込み請求金額

千億	百億	十億	億	千万	百万	十万	万	千	百	十	一

¥

円

※ 金額の先頭に「¥」等を記入してください。

(宛先)京都市長

請求日 年 月 日

請求者

住所

氏名

※ 法人・団体の場合は、所在地、法人・団体の名称、請求権限のある方(代表取締役、理事長、委任を受けた支店長等)の職名・氏名を記入し、原則として法人・団体の名称や職名が刻印された請求印を押してください。

請求の概要

請求の内訳

品名、寸法形状、業務内容等

単価及び数量・単位

金 額

備 考

[税率が通常と異なる場合]

- ☐ 税率改定前取引のため旧税率適用
☐ 経過措置により旧税率適用
☐ 軽減税率適用

税 抜 き 合 計

←端数処理前

税込み請求金額

←1円未満切捨て

※ 「請求の内訳」の欄が足りない場合は、別紙を付けてください。
※ 内税・非課税等の場合は、「税抜き合計」は空欄でも構いません。

振込口座

- ☐ 登録済みの口座(1口座のみ登録)→以下記入不要です。
☐ 登録済みの口座(複数口座を登録)のうち、下記の口座→口座番号まで記入してください。
☐ 登録していない下記の口座→全て記入してください。

金融機関名

店舗名

預金種目

口座番号

- ☐ 普通(総合)
☐ 当座
☐ 貯蓄
☐ その他

口座名義
(フリガナ)

口座名義
(漢字等)

※ 原則として、請求者の名義の口座を記入してください。

※ ゆうちょ銀行の場合は、振込用の店名(漢数字)・預金種目・口座番号を記入してください。